

平成30年度

事業計画書

社会福祉法人 栗沢福社会

目次

・はじめに	(1)
1 理念・倫理綱領	(2)
2 組織機構に関すること	(3)
3 法人本部に関すること	(4)
4 人材育成に関すること	(5)
5 委員会・会議に関すること	(8)
(1) 委員会	(8)
(2) 会議	(9)
6 総務に関すること	(10)
(1) 庶務・経理	(10)
(2) 防災・防犯対策	(10)
(3) 環境・施設整備	(11)
(4) 業務委託	(11)
(5) 業者による年間保守計画	(12)
7 介護に関すること	(13)
(1) 食事	(14)
(2) 排泄	(15)
(3) 入浴	(15)
(4) 余暇活動等	(16)
(5) 住環境	(17)
(6) リスクマネジメント	(18)
(7) 身体拘束廃止等	(18)
(8) 施設サービス計画	(18)
(9) 家族・地域との交流	(19)
(10) 相談援助・苦情対応	(19)
(11) 栄養ケアマネジメント	(19)
(12) ショートステイ	(20)
8 健康管理に関すること	(21)

1 現 状

社会福祉法人においては、昨年の社会福祉法改正に伴うガバナンス強化と透明性の確保に加え、主体性を持って安定的かつ地域社会の福祉ニーズに対応する法人経営が求められており、当法人においても組織運営の牽制・監督機能を強化し、内部統制機能を十分に果たせるよう取組みを行ってまいりました。

平成 30 年度は介護報酬の改定が行われ、総体では 0.54%、特別養護老人ホームの基本報酬においては、平均 1.8%のアップとなりましたが、一方では、医療的ニーズへの対応や個別機能訓練の強化などが重要視された改定となったところであります。

特別養護老人ホームを運営する当法人は、多床室とユニット個室の両方を有し、岩見沢市内で唯一、多床室の運営を行っている有利さを活かし、重度化する要介護者に対して、安心・安全な介護サービスの提供に努めているところでありますが、介護の重度化が進む中、介護職員の確保や介護力のスキルアップに繋がる人材育成、資質の向上を積極的に進める必要があります。

一方、施設の整備面においては、築 36 年が経過している「いちい荘」の今後のあり方を含めた整備計画について、検討を進めていかなければなりません。

超高齢社会において、団塊の世代が 75 歳に達する 2025 年を見据えた施設運営が重要であり、引き続き、入居者が安心して生活できるよう、より一層、介護サービスの充実を図ってまいります。

2 本年度の主な取り組み

- (1) 法人運営の内部統制における機能強化を図るため、法人役員の研修強化を図り、経営組織体制のガバナンスの強化を進めてまいります。
- (2) 社会福祉法人に求められております「地域における公益的な取り組み」について、更なる事業展開の検討を進めてまいります。
- (3) 介護の質を高めるに必要な人材を確保し、人材育成の強化による介護力の向上を図るとともに、職員のスキルアップに努めてまいります。
- (4) 老朽化したリフト付き車両及び送迎用乗用車を更新し、安全運行の環境整備を進めてまいります。
- (5) 介護ケアの充実を図りながら、法人の理念を旨に地域社会から信頼される介護サービスを提供するとともに、運営状況の情報開示により、より信頼される社会福祉法人の運営を行ってまいります。

以上、役職員が総力を挙げて、より質の高い施設サービスの向上に努めるとともに、地域に愛され親しまれる社会福祉法人栗沢福祉会を目指してまいりますので、関係各位の深いご理解とご指導を賜りますようお願い申し上げます。

1 理念・倫理綱領

I 理念

地域の高齢者や利用者が安心して生活を送ることができるように、人間性と生命の尊厳を基本に誠意と思いやりの心をもって、良質な介護サービスの提供に努めます。

II 倫理綱領

1 施設の使命

地域の高齢者や利用者が安心して生活を送ることができるように、人間性と生命の尊厳を基本に誠意と思いやりの心をもって、良質な介護サービスの提供に努めます。

2 利用者の人権と尊厳の尊重

私たち職員は、利用者の人権の擁護、尊厳が維持されるよう公平・公正にサービスの提供を行い、個人情報やプライバシー等の守秘義務を徹底します。

3 利用者中心のサービス提供

私たち職員は、利用者の意向・意思を尊重し、その価値観や生活習慣に基づいた生活が維持されるよう、利用者中心、利用者本位のサービス提供に努めます。

4 地域福祉の向上

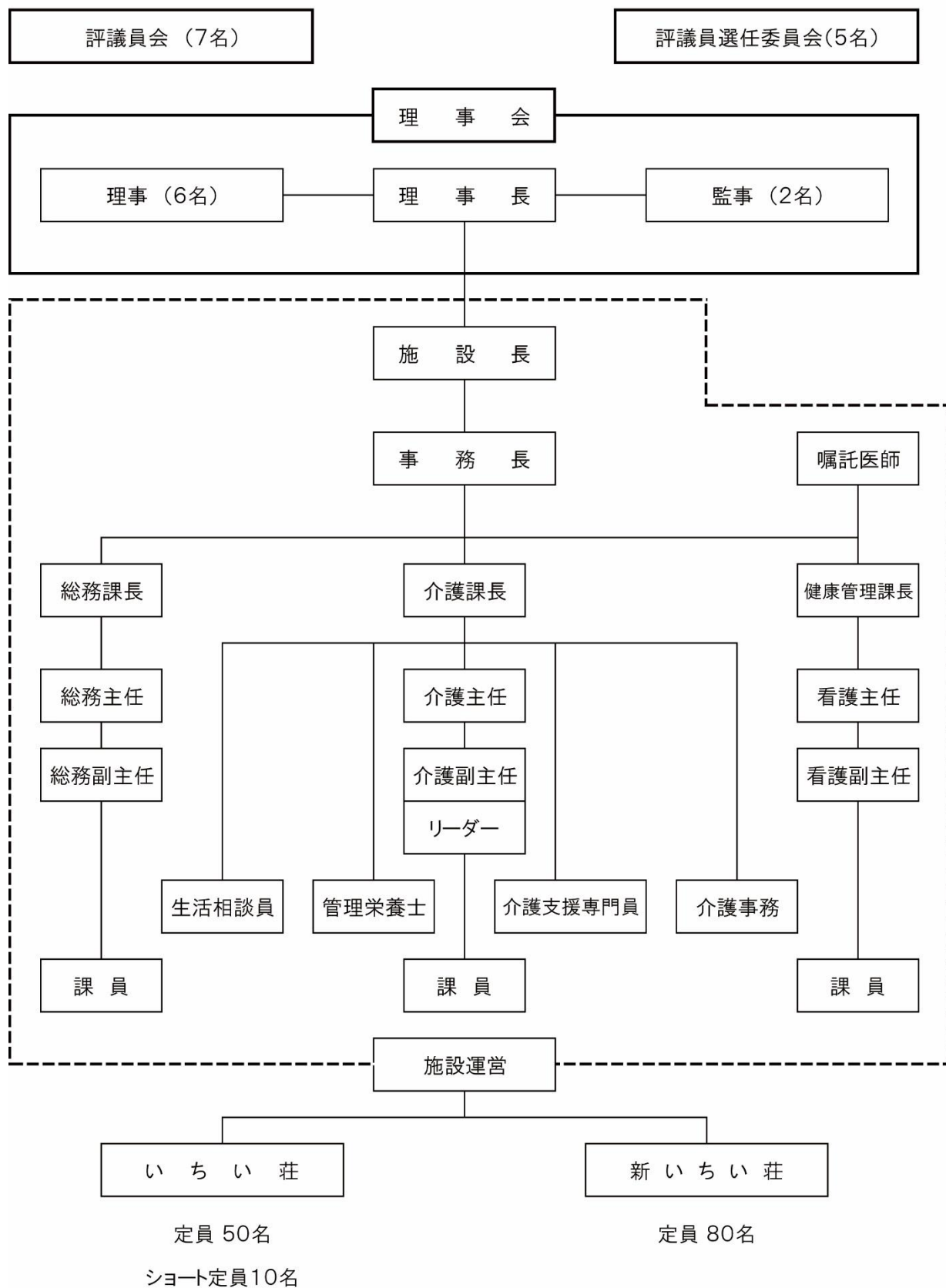
当法人は、地域社会における福祉施設の役割を担い、保健・医療・福祉サービス等関連分野との連携を強化し、地域福祉の向上に努めます。

5 職員の和と専門性の向上

介護の原点は「温かい心」と心得、又、正しい知識と確実な技術の実践が「安全」を担保します。私たちは、質の高いサービスを提供するよう、職員の「和」を醸成し研修・研鑽に努め、全職員、その専門性の向上を図ります。

2 組織機構に関すること

・組織機構図



3 法人本部に関すること

I 重点目標と実施内容

- 1 社会福祉法の改正に伴う社会福祉法人の責務を果たします。

地域における日常生活等で支援が必要な者に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを提供する等の公益的な取組みを進めてまいります。

- 2 組織運営の牽制、監督機能を強化し、内部統制機能を果します。

(1) 役員の年間業務計画に沿って、評議員会及び理事会の開催や監事監査を実施します。

(2) 社会福祉法人の管理運営についての役員研修を積極的に進めます。

- 3 組織の見直し

経営組織の強化を推進し、事業の透明性の確保を図り、地域社会から信頼される組織を構築します。

II 役員の年間業務計画

時 期	業 務 項 目			内 容
	議決機関	執行機関	監査機関	
平成 30 年 5 月		理事会	監事監査	・平成 29 年度事業報告 ・平成 29 年度会計決算等
6 月	評議員会			・平成 29 年度 計算書類及び財産目録の承認
8 月			監事監査	・第一四半期 会計・運営監査
10 月		理事会		
11 月			監事監査	・第二四半期 会計・運営監査
平成 31 年 2 月			監事監査	・第三四半期 会計・運営監査
3 月		理事会		・平成 31 年度事業計画 ・平成 31 年度資金収支予算等

《研修等》

研 修 等 名	日 程
・「全国老人福祉施設研究会議」(札幌市)	平成 30 年 10 月
・「全国老人福祉施設大会」(北九州市)	平成 30 年 11 月
・「法人役員専門研修」(札幌市)	平成 30 年 12 月
・「平成 30 年度社会福祉法人経営実務セミナー」(札幌市)	未 定

4 人材育成に関すること

I 職場内研修、各種専門研修

■基本方針

利用者のQOLの向上、組織の活性化を実現するために、専門性の高い人材を育成します。

重点目標	実施内容
職場内での研修・外部専門研修の充実を図り、研修への参加を強化します。	① 新採職員へ社会人としての基本的マナーや、施設職員としての心得など理解が深められるよう、採用時に職場内研修を実施いたします。
	② 積極的に助成事業等を活用し、経費の軽減に努めながら効率的な人材育成を図ります。
	③ 専門職研修で学んだ内容を内部研修でプレゼンテーションを行い、職員間で知識や情報を共有します。
	④ 介護プロフェッショナル段位制度を導入し、マニュアル等を活用することで介護職としての専門性を高めます。また、教育担当職員・新任職員間のコミュニケーションを密に図ることで新任職員の職場への定着に繋がります。

II 研修派遣計画表

① 北海道・空知老人福祉施設協議会

研修会名	参加職員（職種）	開催地	人数
定期総会並びに施設長研修会	施設長	空知管内	1名
施設長研修会	施設長	空知管内	1名
老人福祉施設長研究セミナー	施設長	札幌市	1名
全道老人福祉施設研究大会	施設長・事務長	札幌市	2名
生活相談員・相談員等研修会（前・後期）	生活相談員等	空知管内	4名
多職種連携研修会	栄養士・看護職員等	空知管内	6名
介護職員研修会	介護職員	空知管内	4名
介護支援専門員研修会	介護支援専門員	空知管内	2名
個別ケア部会研修会	介護職員等	空知管内	12名

② 空知総合振興局保健環境部保健行政室（岩見沢保健所）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
特定給食施設等従事者研修会	栄養士	岩見沢市	1名
南空知圏域感染症予防研修会	看護職員・栄養士	岩見沢市	1名

③ 社会福祉研修所（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
新任介護職員研修	介護職員	札幌市	4名
介護職員専門研修Ⅰ	介護職員	札幌市	2名
介護職員専門研修Ⅱ	介護職員	札幌市	2名
キャリアアップ研修（リーダー職員・中堅職員・初任者）	介護職員	札幌市	6名
認知症実践者研修	介護職員	札幌市	4名
認知症実践者リーダー研修	介護・看護職員	札幌市	3名
看護師専門研修	看護職員	札幌市	1名
経理・事務担当者（施設）専門研修A	事務職員	札幌市	1名
生活相談員専門研修	生活相談員	札幌市	2名
施設長専門研修	施設長	札幌市	1名

④ 北海道社会福祉施設経営者協議会（北海道社会福祉協議会）

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
総会・社会福祉法人経営セミナー	施設長・事務長	札幌市	2名
社会福祉法人社会福祉施設ブロック研修会	施設長・事務長	札幌市	2名
社会福祉法人経営実務セミナー	施設長・事務長	札幌市	2名

⑤ 栄養士会

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
北海道栄養士会 春期全道栄養士研修大会並びに定期総会 職域別専門研修会	栄養士	札幌市	1名
北海道栄養士会 秋期全道栄養士研修大会 職域別専門研修会	栄養士	札幌市	1名
北海道栄養士会空知支部 春期研修会並びに定期総会	栄養士	空知管内	1名
北海道栄養士会空知支部 秋期研修会	栄養士	空知管内	1名
岩見沢地区栄養士会 春期研修会並びに総会	栄養士	岩見沢市	1名
岩見沢地区栄養士会 秋期研修会	栄養士	岩見沢市	1名

⑥ その他

研 修 会 名	参加職員（職種）	開 催 地	人 数
苦情解決システム研修会	生活相談員等	札幌市	2名
社会福祉法人新会計基準等研修会	事務職員	札幌市	1名
ユニットリーダーフォローアップ研修会	介護職員	札幌市他	3名
北海道身体拘束廃止推進研修会	介護職員	岩見沢市	1名
危機管理セミナー	介護職員	札幌市	1名
共済会業務研修会	事務職員	札幌市	1名
ユニットリーダー研修会	介護職員	札幌市	1名
介護リーダー研修会	介護職員	札幌市	4名

5 委員会・会議に関すること

I 委員会

委員会名	目的・内容等	開催回数	参加職員
入居判定委員会	入居申込みを行っている待機者に対し、指定介護老人福祉施設（いちい荘及び新しいちい荘）入居優先度判定指針に基づいて第一次判定を行い、入居の優先順位を確定（総合判定）するために開催いたします。	年4回以上	第三者委員 施設長、事務長 介護課長 健康管理課長 生活相談員 介護正副主任 看護正副主任 管理栄養士他
苦情解決委員会	障害の有無や年齢にかかわらず、利用者個人の権利を擁護し、サービスに対する満足度や関係者の信頼度を確保・向上させるとともに、権利侵害に至らせないように苦情を適切に解決して安心した生活をおくれるよう支援するため開催いたします。	年1回以上	第三者委員 施設長、事務長 介護課長 健康管理課長 総務課長 生活相談員 介護支援専門員 介護正副主任 (看護正副主任)他
介護事故防止委員会	利用者の安全の確保、介護事故に対する予防対策、利用者の満足度の向上を志向し、介護サービスの質の改善によって介護事故の防止を図るため開催いたします。	年4回以上	施設長、事務長 介護課長 健康管理課長 総務課長 介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員他
身体拘束廃止委員会	身体拘束により、利用者の権利や人権が阻害され、人間としての尊厳も侵されることを防止し、ケア等によって利用者のQOL（生活の質）を向上させるとともに施設内身体拘束廃止を図るため開催いたします。	年4回以上	施設長、事務長 介護課長 健康管理課長 看護正副主任 介護正副主任 生活相談員 介護支援専門員
感染症対策委員会	感染症について、正確な知識を得るために、感染症の情報の提供、感染者が発生した場合の治療、感染者への対応等について、施設内の感染予防を図るため開催いたします。	年4回	施設長、事務長 健康管理課長 看護正副主任 介護課長、総務課長 介護正副主任 生活相談員 管理栄養士
衛生委員会	職員の労働環境を管理することにより、労働災害を未然に防ぎ、安全で快適かつ衛生的な職場環境を確保するため開催いたします。	月1回以上	委員長、衛生管理者 専任看護師 衛生委員、産業医

II 会議

会議名	目的・内容等	開催回数	参加職員
全体会議	利用者の処遇サービスの向上等施設内全体の改善、見直しを図るため開催します。	月1回	施設長、事務長、 介護課長、生活相談員、 管理栄養士、介護職員
職員会議	施設の業務の円滑な運営と職員相互の連携を図るため開催します。	年1回 以上	全職員
管理運営会議	利用者及び職員の処遇向上、建物管理等運営全般について周知及び各職員相互の連携を図るため開催します。	月1回	施設長、事務長、 総務課長、介護課長、 健康管理課長、 総務正副主任、 介護正副主任、 看護正副主任、 生活相談員
ユニット会議	ユニットで行う業務全般にわたり、改善、見直し等を図るため開催します。	月1回 以上	介護課長、 介護正副主任、 生活相談員、 介護支援専門員、 介護職員（看護職員）
サービス 担当者会議	介護支援専門員（ケアマネージャー）によって課題分析した結果を基に、利用者の施設サービス計画（ケアプラン）について各担当職員間で協議し、利用者と家族の了承を得て施設サービス提供に結び付けるため開催します。	月2回 以上	介護課長、 介護正副主任、 生活相談員、 介護支援専門員、 管理栄養士、看護職員、 機能訓練指導員
行事会議	年間行事計画の作成とその実施内容の役割分担を企画、立案を行うため開催します。	随時	介護課長、 介護正副主任、 生活相談員、管理栄養士
給食会議	各関係職員の専門的な見地から、利用者の要望等に応じた食事内容を協議・検討するために開催します。	随時	介護課長、管理栄養士、 介護正副主任、 生活相談員、 介護支援専門員

6 総務に関すること

(1) 庶務・経理

■基本方針

業務の適正化と効率化に努めます。

重点目標	実施内容
コンピュータソフトを活用し業務の効率化を図る。	財務会計及び給与計算ソフトの使用、また、その他のコンピュータソフトを導入し、経理、労務管理業務などの効率化を図ります。
マイナンバーに関する法令等を遵守し、取扱いを適切に行い、安全性の確保に努めます。	マイナンバーを取り扱う行政手続きや労務の増加に伴い、その申請書類などの安全かつ適切な保管管理を徹底します。

(2) 防災・防犯対策

■基本方針

防災・防犯対策を徹底し、自然災害等に速やかに対応できる体制を整えます。

重点目標	実施内容
より実践に即した訓練を実施します。	高層建物災害に対する備えを継続し、火災や地震等の自然災害に対する消防計画を作成し、ご利用者の避難や救護を最優先でできる消防訓練及び消火器具の取り扱いや応急手当について、岩見沢地区消防事務組合の立会い・指導のもと実施いたします。 ・日中想定総合訓練（6月）＊地震・火災 ・夜間検証消防訓練（10月）＊時間制限による避難訓練
防火管理を徹底します。	日常から自主的に防火器具の防火点検を実施し、さらには消防用設備等法定点検を業者委託します。また、職員全体で火気の取り扱いに注意し防火意識の向上を図ります。 ・防火自主点検（7月、1月） ・消防用設備等法定点検（4月、10月）
防犯管理を徹底します。	・「ご来客者カード」をご記入いただくことにより、来荘者の確認を徹底し、防犯に努めます。 ・セキュリティーカメラを活用し、防犯に努めます。 ・職員の記名章着用を励行し、防犯に努めます。

(3) 環境・施設整備

■基本方針

施設の住環境を快適にするために、施設整備及び環境保全に努めます。

重点目標	実 施 内 容
充実した環境整備に努めます。	① 施設内・外の環境整備を行います。 (ア) 草刈りの実施 (5・7・9月) (イ) 季節害虫等の駆除 (春～秋) (ウ) 池の清掃及び水の張替 (清掃：5・7・9月、水の張替：適時) (エ) 玄関前プランター等の整備(花植え等、5月～10月まで) (オ) 側溝の清掃 (土、泥等及び落葉等) (カ) 施設敷地内樹木の剪定等 (随時) (キ) 冬囲い作業 (冬季) ※10月中旬～11月中旬 (ク) 除雪作業 (冬季)
	② 下記業務については、業者に委託します。 (ア) ごみの収集業務 (週3回) (イ) 医療廃棄物の処理 (随時) (ウ) 段ボール及びアルミ缶回収業務 (随時) (エ) 除雪作業 (敷地内駐車場の除雪および道路排雪等)
	③ 岩見沢市のゴミ分別の細分化に伴い、分別方法の周知徹底を行い、清潔な生活環境を整えます。
施設設備等の維持管理を行います。	業者による点検・保守の他、自主点検を行い、施設設備の維持管理に努めます。 (※業者による年間保守計画のとおり)
適切な車両維持管理を行い、安全を確保します。	下記の車両点検を実施します。 (ア) 初動操作時に燃料の残量の確認 (毎朝) (イ) ウォッシャー液の確認 (2週間に1回) (ウ) 洗車および車内の清掃 (随時) (エ) 空気圧の点検 (1ヶ月に1回) (オ) 車両消耗品、除雪機 (ワイパー、タイヤ、エンジンオイル等) 定期的点検及び交換 (カ) タイヤの交換 (4月中旬、11月上旬)

(4) 業務委託

施設の外部業務委託を継続します。	(ア) 給食業務 (イ) 清掃業務 (ウ) 警備業務 (エ) 洗濯業務
------------------	--

(5) 業者による年間保守計画

月	実施項目	内 容 等
4	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動する為の点検を行います。
5	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
7	浄化槽汚泥引抜	浄化槽の沈殿槽に堆積した汚泥の引抜き作業を行います。
	浄化槽検査	浄化槽法に基づき、検査を行います。
	法人車車検	利用者送迎車 ハイエースAT 平成10年式
8	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
9	地下タンク等定期点検	消防法に基づき、地下タンクの漏洩等の検査を行います。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
	ばい煙測定	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の検査を行います。
	床ワックス掛け	いちい荘・新しいい荘 年1回実施
10	法人車車検	利用者送迎車 オデッセイ
	消防用設備等法定点検	消防設備が適切に作動する為の点検を行います。
11	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
1	受水槽清掃	水質を保つために、受水槽内の清掃を行います。
	簡易専用水道検査	水道法に基づき、水質の検査を行います。
	自動ドア保守点検	自動ドアが適切に作動するように点検を行います。
2	分煙機保守点検	分煙機のフィルター交換等の保守点検を行います。
偶数月	厨房排水分離層清掃	分離層に堆積する固形物等の清掃を行います。
奇数月	電気工作物巡視点検	電気設備の異常等が無い点検を行います。
毎月	エレベーター保守点検	エレベーターの保守点検を行います (月1回)
	し尿浄化槽保守点検	浄化槽の保守点検を行います (月3回)

7 介護に関すること

■基本方針及び重点目標

【いちい荘】

基本方針	専門職として連携し、チームで個別ケアに取り組みます。
重点目標	<ul style="list-style-type: none"> *利用者の立場に立ち、思いやりをもった対応を心掛けます。 *自己決定・自己選択を基本に専門職としてチームケアを行います。

【新しいちい荘】

基本方針	入居者の今までの暮らしを継続するために、ユニットケアを実践します。	
重点目標	<p>《すみれ・ばらグループ》</p> <ul style="list-style-type: none"> *ユニットケアの探求をします。 *自分の家で暮らしているような環境に合わせていきます。 *入居者の今までの生活を調べ、相手のペースに合わせて関わります。 	
	<p>《きく・はまなすグループ》</p> <ul style="list-style-type: none"> *入居者各々の24時間の暮らしぶりを探求します。 	
	<p>《いちい・こぶしグループ》</p> <ul style="list-style-type: none"> *入居者一人ひとりと向き合い、それぞれの暮らしぶりを探求します。 	
	<p>《さくら・ぼぶらグループ》</p> <ul style="list-style-type: none"> *入居者の今までの生活を調べ、相手のペースに合わせて関わります。 *介助に誘導時や介助時には、入居者に声掛けを行ってから介助を行います。 	

(1) 食 事

目 標	実 施 内 容
<p>【いちい荘】 可能な限り自力で食べられるよう利用者の状況に合わせ援助します。</p>	<p>①個別性を意識し、本人にあった椅子、テーブルを使用できるよう対応します。</p> <p>②身体状況に合わせた食器等を選択し、自力で食べられるよう状況を把握し対応します。</p> <p>③摂取時の座位姿勢を確認し、誤嚥予防に努めます。</p>
<p>【新しい荘】 (すみれ・ばらグループ) 入居者の食習慣に合わせた対応をします。</p>	<p>①起床時間から入居者一人ひとりの生活リズムを探求し、覚醒状態や食欲に配慮して食事を提供します。</p> <p>②ユニット会議等で入居者一人ひとりの食事について話しあいケアの統一を図ります。</p>
<p>(きく・はまなすグループ) 一人ひとりの食習慣を把握します。</p>	<p>①24Hシートを活用し、好みの食器、温度、嗜好を取り入れます。</p> <p>②栄養士と相談・連携し、提供時間を個別に対応します。</p>
<p>(いちい・こぶしグループ) 家庭での食事風景を大切にします。</p>	<p>①ユニットで炊飯し、日常的な食事風景を大切にします。</p> <p>②その人の好みの温度や量を把握するために、24Hシート、聞き取りチェックを活用し、把握した上で、ユニットで食事を盛り付けます。</p>
<p>(さくら・ほぷらグループ) 入居者がゆったり食事できるよう支援します。</p>	<p>①入居者の好きな場所で、食事が食べられるよう意向の確認を行い、またユニット毎に炊飯し、配膳時に、茶碗に盛り温かいご飯を提供します。</p> <p>②出来るだけご自分で食べて頂けるよう、物品や食事形態の選択を行います。</p>
<p>《栄養士》 食に対する満足度向上を目指します。</p>	<p>①入居者の方がおいしく食事を召し上がっていただけるよう、全体会議や、食事アンケートで意見を伺い、給食会議にて多職種と協議し献立内容に反映いたします。</p> <p>②日常の食事以外にも楽しみを持っていただけるよう、食に関するイベントを企画・実施します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●喫茶の日（月に1回、いちい荘食堂、新しい荘セミパブリックスペース等で実施） ●寿司の日（月に1回、11月～3月の期間限定で実施） ●バイキングの日（年に2回、バイキング形式で食事会を実施予定）

(2) 排泄

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 利用者の身体状況に合わせた排泄方法を選択しプライバシー（羞恥心）に配慮したケアを行います。	①身体状況、意向を確認し、利用者に合わせた排泄方法を選択します。 ②羞恥心に配慮した対応方法を会議等で話し合い統一します。 ③個別性を意識し、オムツを使用されている利用者に適した交換時間を検討、実施します。
【新しい荘】 （すみれ・ばらグループ） プライバシーを確実に守ります。	①排泄時は戸を閉める等プライバシーに確実に配慮します。 ②物品の持ち運び時にはバック等使用し、周囲に悟られないよう配慮します。
（きく・はまなすグループ） プライバシーの重要性を理解します。	①不快感を与えないよう、個別の排泄パターンを把握します。 ②個別に、排泄の声掛け、ジェスチャーを交えた対応をします。
（いちい・こぶしグループ） プライバシーが守られ、その方に合った排泄支援をします。	①プライバシーに配慮し、トイレの戸は閉めます。排泄時の声掛けのトーン等、周りへの配慮をします。 ②個々にあった物品、場所、時間での排泄対応を行っていきます。
（さくら・ほぷらグループ） 入居者に合わせた、物品を使用しプライバシーに配慮し支援します。	①入居者に適した用品、トイレを選択し活用致します。また物品の持ち運び時や引き継ぎ時など、周囲の入居者のわからないよう、バック活用や声の音量等に配慮し行います。 ②トイレ誘導やおむつ交換の時には、羞恥心を守るために、戸を閉めることを徹底します。

(3) 入浴

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 プライバシーに配慮しながら身体状況に合わせた入浴ケアを行います。	①タオル、バスタオルを使用しプライバシーに配慮します。また、季節に合わせ可能な限り衣類を選択して頂けるよう努めます。 ②身体状況、意向に配慮し可能な限り希望に合わせた入浴方法を見直し、検討していきます。

目 標	実 施 内 容
【新しい荘】 (すみれ・ばらグループ) ご自分のペースで入浴できるように支援します。	①その人らしい入浴ができるよう、マンツーマン入浴を実施します。 ②入居者の好み（入浴方法、湯の温度、時間帯など）を知り、意向に沿った入浴支援を行います。
(きく・はまなすグループ) くつろげる入浴時間をつくります。	①入居者の好みの温度で対応し、個々のペースに合わせた入浴になるように援助します。
(いちい・こぶしグループ) ご自分のペースで入浴できるように支援します。	①マンツーマン入浴を実施し、その人らしい入浴ができるよう支援します。 ②その人の入浴の好み（湯温、入浴方法、時間帯等）を把握するため、24Hシート、聞き取りチェックを活用します。それを元に、意向に沿った入浴支援を行います。
(さくら・ほぶらグループ) 入居者に合わせた入浴対応が出来るよう支援します。	①入居者の好みの温度や時間を知り、一人ひとりに合わせた湯温、時間で入浴できるように行います。 ②入居者にゆっくりして頂けるよう、マンツーマン対応を行います。

(4) 余暇活動等

目 標	実 施 内 容
【いちい荘】 生活の中で季節を感じて頂き楽しみごとがあるよう援助します。	①外出行事を年4回実施し季節感を感じて頂けるよう対応します。 ②レクリエーション、誕生日のお祝い等の企画内容を新たに検討し施設生活が充実するよう実施します。
【新しい荘】 (すみれ・ばらグループ) 入居者の意向を確認し、その人が望む活動・行事等のお手伝いをします。	①個別のニーズを知り、その人に合わせたサービスを提供します。
(きく・はまなすグループ) 入居者が楽しめる計画を立てます。	①個別の希望に沿う様に、外食や買い物に出かけます。 ②ユニット内で3ヶ月毎にイベント会食を行います。
(いちい・こぶしグループ) 入居者一人ひとりが、役割を持って、楽しみのある生活ができるよう支援します。	①個々のニーズを把握し、その方が望む活動が行えるように支援します。

目 標	実 施 内 容
(さくら・ぼぷらグループ) 入居者の個々の意向を知り、楽しめる機会を作ります。	①個々のニーズを知り、その入居者にあったサービスを提供します。

(5) 住環境

重点目標	実 施 内 容
【いちい荘】 利用者に合わせた環境を整えます。	①身体状況や意向、転倒等のリスクに配慮した居室空間で過ごせるよう努めます。 ②食堂ホールは、ユニットに関係なく利用者が穏やかに過ごせるよう検討します。
【新しい荘】 (すみれ・ばらグループ) 入居者の在宅での生活を演出します。	①テーブルやキッチン周り等には入居者に必要なものだけを置き、常に整理整頓を心掛けます。 ②車椅子や歩行の妨げにならないよう、椅子やコンセントの線等の障害物の整備をします。 ③住み慣れた環境に近づけるため、使い慣れた家具や使用したい物品を持ち込んでもらえるように入居者や家族への働きかけを行います。 ④セミパブリックスペースを、一人でくつろげる場、他入居者や家族との憩いの場、趣味活動を行える場となるよう、物品や鑑賞用品の選定をし、環境を整備します。
(きく・はまなすグループ) 今までと変わらない暮らしが出来る場所をつくりまします。	①リビングでは、他の入居者と交流し、居室では、自宅のように自由にゆっくりと過ごせるように援助します。
(いちい・こぶしグループ) 入居者が、気兼ねなく、ご自分のペースで過ごせるように環境を整備します。	①ユニット施設の個室を活かし、使い慣れた家具や使用したい物品を持ち込んでいただけるようアプローチし、住みやすく、住み慣れた環境に近づけるよう支援します。 ②入居者がリビングを食事する場、くつろぐ場として過ごしてもらえるよう、家具や家電製品の配置の工夫、物品の必要性の有無を確認し整備します。 ③セミパブリックスペースを、一人でくつろげる場、入居者と家族の憩いの場や趣味活動を行える場となるよう、物品や鑑賞用品の選定をし、環境を整備します。
(さくら・ぼぷらグループ) 入居者の暮らしやすい環境にするために意向を確認します。	①入居者に合わせた環境設備にするために、お気に入りの寝具、机、家電等を持ち込んで頂き、より暮らしやすい環境になるよう家族にもアプローチを行います。 ②リビングをより入居者の過ごしやすい環境に近づけるよう意向を確認します。

(6) リスクマネジメント

重点目標	実施内容
【共通】 安心・安全な生活を支援します。	①リスクマネジメント部会で、各ユニット入居者のリスクを分析し、情報共有します。リスクに応じた取り組みを実施します。
	②誤薬事故を防止できるよう、投薬マニュアルの見直しを行います。
	③事故やヒヤリハットが起きた時は、セキュリティカメラを活用し、事故発生状況の確認を行い、原因究明、再発防止策を分析し、適切な報告を行います。
	④食事は、事前に施設栄養士が味見・トレイチェックを行い、品質・安全性を確認した上で提供いたします。
	⑤食事提供時に配膳ミスや異物混入等が起こった時には、原因を分析し、想定されるリスクを検証の上、大きな事故が起きないよう未然に対応いたします。

(7) 身体拘束廃止等

重点目標	実施内容
【共通】 各職種と連携し、ケアの質向上に努めます。	①「ケアの質向上部会」において、日々のケアについて見直しを行い、質の向上を目指します。
	②ベッド柵、移乗バー、車椅子の物品の使用目的を再度確認し、入居者の状態に合わせた環境を整備します。

(8) 施設サービス計画

重点目標	実施内容
【共通】 職員が施設サービス計画書の内容を理解し、サービスが実施しやすい計画作成に努めます。	①職員が施設サービス計画書の意味や役割を理解できるように、研修やサービス担当者会議を通じて伝えていきます。
	②具体的にサービスが実施できるよう、短期目標を明確にし、サービスとの連動性がある施設サービス計画作成を目指します。
	③施設サービス計画の表現や作成方法が統一されたルールの中で行えるように、勉強会を実施していきます。
【共通】 入居者や家族の意向・意思を尊重し、その人らしい生活が実現できる施設サービス計画作成に努めます。	①情報収集を密に行い、入居者の要望や生活習慣に配慮し、自立支援につながる計画を作成します。
	②入居者及び家族には、出来る限りサービス担当者会議に参加していただき、要望を尊重して施設サービス計画書を作成いたします。
	③施設サービス計画は入居者及び家族に理解していただけるよう十分な説明を行い、延滞なく実行いたします。
	④よりよい施設サービス計画が作成できるよう研修などから最新の情報や知識を得て、計画書に反映させます。

(9) 家族・地域との交流

重点目標	実施内容
【共通】 入居者と家族・地域がふれあえるきっかけを作ります。	①入居者と家族と一緒に楽しんでいただけるよう、「夏まつり」の案内を送付し、参加の働きかけを行います。また、地域住民にも参加していただけるよう、広報活動を行います。
	②外出・外泊の際、家族から要望があれば、日程等の調整をして送迎対応を行います。
	③入居者が地域から孤立することを防止するため、栗沢住民との交流、地域行事へ参加援助を積極的に行います。
	④毎月、広報誌「いちい荘だより」を作成し、入居者の生活の様子をお知らせします。また、ホームページも毎月更新し、生活の様子を発信します。
	⑤面会の際に多目的室やデイルームが利用できることや、遠方から来る家族等の宿泊場所として、ゲストルームが利用できることを広報誌やホームページで情報提供してまいります。

(10) 相談援助・苦情対応

重点目標	実施内容
【共通】 入居者や家族が相談しやすい関係づくりや環境を整えます。	①入居者への声掛け、家族へ近況報告等のコミュニケーションを密にとり、信頼関係の構築を図ります。
	②苦情が発生した時は、迅速・丁寧・親切な対応を心がけ、解決につなげます。
	③ご意見・ご要望の発言の場として、月に1回全体会議を開催いたします。会議録を施設内に掲示します。
	④ご意見箱でいただいたご意見・ご要望等を匿名化して施設内に掲示します。

(11) 栄養ケアマネジメント

重点目標	実施内容
【共通】 低栄養状態の予防だけでなく、入居者が安心しておいしく食事を食べて頂けるよう支援いたします。	①毎日の食事摂取量・月1回以上の体重変動・食事ラウンドによる食事状況の確認を元に、多職種と連携し3ヶ月に1回以上評価を行い、栄養ケアマネジメント計画を作成・実施を行います。
	②飲み込みに問題がある方には、食事の姿勢・飲み込みの様子や頻度の状況確認・覚醒状況等を判断の上、食事・水分提供時にとろみを使用いたします。
	③糖尿病の疾病がある方や飲み込みに問題がある方には、療養食の提供や経口維持計画を実施し、健康状態の維持・改善に繋がります。

(12) ショートステイ

重点目標	実施内容
<p>【共通】 利用しやすい施設を目指し、利用者のニーズに合わせた受け入れ体制を整えます。</p>	①介護が常時必要な方、生活環境で困っている方、緊急の受け入れなど、他事業所と連絡をとり、積極的に受け入れを行います。
	②稼働率90%以上を目標として、居室調整や居宅介護支援事業所等にご利用していただけるよう働きかけます。また、土日の受け入れも積極的に対応していきます。
	③家族の意見を反映できるように、送迎時に体調や意見等を確認し、短期入所生活介護計画に反映させます。
	④居宅ケアマネジャーの意見を反映できるように、電話や担当者会議等を通じて確認し、短期入所生活介護計画に反映させます。

8 健康管理に関すること

■基本方針

- * 健康で安心・安全な生活を送られるよう、入居者の健康管理に努めます。
- * 感染の予防策として、各課と連携し啓蒙活動や勉強会などを精力的に行います。

重点目標	実施内容
入居者の疾病予防に努めます。	<p>①協力病院との連携を密にし、年に1回の結核検診を施行し集団感染の防止に努めます。</p> <p>②入居者の心身機能の重度化に伴い、病状の観察を細目に行い、異常の早期発見に努め受診を行います。また、重度化に伴い協力病院と調整すると共に、家族への今後の方針等を確認しながら慎重に対応して行きます。</p> <p>③入居者の皮膚状態（褥瘡・乾燥・爪白癬等）に合わせ、より一層の保湿に取り組み、予防ケアの処置を行います。</p> <p>④定期健康診断を年1回行います。</p>
介護職員への医療知識の教育を図ります。	<p>特別な体調変化や異常を発見した場合、応急処置を施し的確な報告・連絡を行い、医療機関への援助が的確に出来るよう介護職員へ医療知識の助言や指導していきます。また、感染症対策等の手順の確認を行うなど医療知識の教育を行います。</p>
インフルエンザ対策 ※11月実施	<p>インフルエンザ感染予防対策として、利用者及び職員のワクチン接種を行います。</p>
看護職員の研修	<p>看護職員のスキルアップのため、積極的に外部研修に参加します。また、研修参加者が講師となり課内で研修会を行い知識向上を図ります。</p>
機能訓練の実施	<p>身体機能維持向上を目的に、機能訓練を実施いたします。ストレッチ体操も含め、個人の身体機能に応じた個別ケアを重視して実施して行きます。</p>
感染症予防の徹底を図り、発生時は拡大防止に努めます。	<p>①感染予防重点項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ・結核（4月） ・疥癬、食中毒（8月） ・インフルエンザ（10月） ・ノロウイルス（10月） ・緑膿菌、MRSA（1月） <p>②除菌剤（ハセツパ水）の噴霧（11月～4月頃まで使用）</p> <p>③職員に対し感染等の意識向上のため、説明・指導を行います。</p> <p>④各課との連携を取り、感染の拡大防止に努め、早期対応が行えるよう努めます。</p>